

「2018年トリプル改定から考える2025年に向けて 実践すべきリハビリテーション」

～生活期リハビリテーションの視点で

病院リハビリテーションと地域リハビリテーションを「つなぐ」「変える」～

やまだリハビリテーション研究所

作業療法士 山田 剛

1. リハビリテーション業界のパラダイムシフト

- 平成12年 介護保険制度開始
回復期リハ病棟入院料の創設
- 平成16年 高齢者のリハビリテーションのあるべき方向
- 平成18年 疾患別リハの創設、疾患別の標準算定日数を設定
- 平成27年 高齢者の地域におけるリハビリテーションの新たなあり方
- 平成27年 介護報酬改定
- 平成29年 医療と介護の連携に関する意見交換会
- 平成30年 トリプル改定

ケアマネとともに仕事をするようになって 18年
入院期間が短縮し、退院後の選択肢が拡大して 12年
活動と参加がクローズアップされて 3年

リハ専門職は、いつまで「ケアマネと連携できない」「介護保険のことを知らない」「病院リハと生活期リハのミスマッチ」を嘆き続けるのか？

すでに、リハ業界のパラダイムシフトは始まっている！！

「パラダイムシフト（英: paradigm shift）とは、その時代や分野において当然のことと考えられていた認識や思想、社会全体の価値観などが革命的にもしくは劇的に変化することをいう。パラダイムチェンジともいう。」

【Wikipedia より引用】

- ◇ 医師の指示だけの時代 → ケアマネのケアプランの必要性
- ◇ 退院後は外来リハビリ → 退院後の多様な選択肢
- ◇ 心身機能中心のリハビリ → 活動と参加へのアプローチ
- ◇ 診療報酬 → 診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等

2. 2018年トリプル改定のこと

- 診療報酬改定
 - 入退院支援加算のこと
- 介護報酬改定
 - 4段階のリハマネ加算
 - 生活行為向上リハ実施加算
 - 訪問看護ステーションからのリハビリのこと
- 障害福祉サービス改定
 - 相談支援専門員との連携
 - 居宅型児童発達支援

3. リハ職が実践するマネジメントと活動と参加へのアプローチ

入院時にすること

- ケアマネ、相談支援専門員との連携
- 在宅復帰に向けた情報収集
- 活動と参加に向けた目標設定
- 多様なリハビリテーションの実施

退院時にすること

- 退院後の生活を想定した本人の主体を発揮したリハビリテーションの実施
- ケアマネジャー、相談支援専門員との連携
- 退院後のリハビリテーションの検討
- リハビリテーション実施計画書の作成

生活期のセラピストがすべきこと

- 紹介元機関との情報交換
- ケアマネジャー、相談支援専門員との連携
- 生活期でのリハビリテーションの目標と期間の設定
- 生活期で提供するリハビリテーションのオリエンテーション